

## 退職等年金給付に係る

# 給付算定基礎額残高通知書を送付します

平成27年10月1日に被用者年金制度が一元化され、共済年金も厚生年金に統一されたことに伴い、一元化前の共済年金における3階部分（職域年金相当部分）は廃止され、新たに退職等年金給付制度が創設されました。

この退職等年金給付制度は、公的年金制度のように、現在の年金受給者に対する給付のために必要な額を徴収する「賦課方式」とは異なり、将来自分が年金を受給する際に必要な原資を、あらかじめ労使折半による保険料で積み立てる「積立方式」であって、公務員版企業年金ともいえるものです。

この将来の退職等年金給付の原資となる額を「給付算定基礎額」といい、この額を基に、退職等年金給付の額を確定します。

この給付算定基礎額等に関する前年度末時点での残高等の情報を皆様にお知らせするため「給付算定基礎額残高通知書」を送付します。

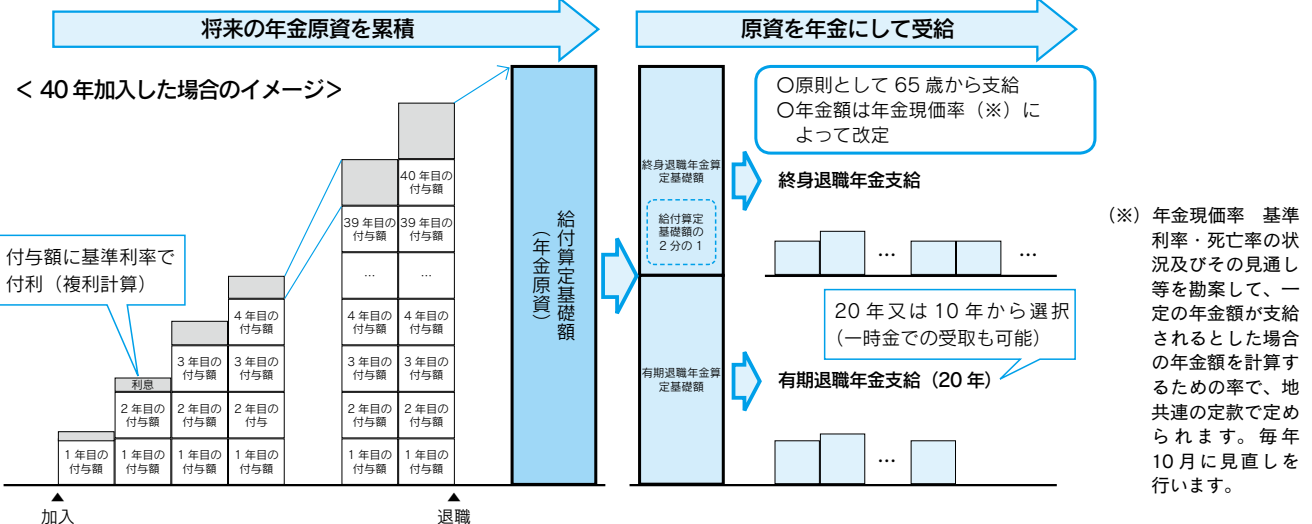
### ●通知書の記載例

給付算定基礎額残高通知書			
28年4月～29年3月 新3階 共済 太郎 様 (861510000000018) 単位円			
入金期月	標準報酬月額	付与額	給付算定基礎額残高
4月	500,000	7,500	71,128
5月	500,000	7,500	78,660
6月	1,580,000	23,700	102,400
7月	500,000	7,500	109,945
8月	500,000	7,500	117,493
9月	500,000	7,950	125,492
10月	530,000	7,950	133,478
11月	530,000	7,950	141,465
12月	1,630,000	24,450	165,960
1月	530,000	7,950	173,957
2月	530,000	7,950	181,952
3月	530,000	7,950	189,954
※「標準報酬月額」には、同月に受けた期末手当等の額を含みます。			
区分	給付算定基礎額残高	有期退職年金算定基礎額	終身退職年金算定基礎額
5 前回通知	63,600		
6 付与額累計	125,950		
7 利息額	504		
8 今回通知	126,354		
9 給付算定基礎額等合計	189,954		
年金払い	退職給付加入期間	1年6月	
10 付与率	平成28年4月～平成28年9月	1.5%	
	平成28年10月～平成29年3月	1.5%	
11 基準利率(年率)	平成28年4月～平成28年9月	0.480%	
	平成28年10月～平成29年3月	0.480%	
基礎年金番号 9000000001		作成日 平成29年5月1日	

### 通知書に表示されている各項目の見方

- 標準報酬月額**  
付与額の基礎となる額で、組合員の受ける報酬月額（基本給+諸手当）により定められます。期末手当等を受けた月は、期末手当等の額が合算されています。
- 付与額**  
標準報酬月額に付与率を乗じた額です。
- 利息**  
前月までの給付算定基礎額残高と当月の付与額に基準利率（1か月単位に換算した率）を乗じた額です。
- 給付算定基礎額残高**  
付与額及び利息の合計額です。
- 前回通知**  
昨年6月に通知した給付算定基礎額残高を記載しています。
- 付与額累計**  
各月の付与額を累計した額です。
- 利息額**  
各月の利息を累計した額です。
- 今回通知**  
前年度末における付与額と利息を累計した額です。
- 年金払い退職給付加入期間**  
平成27年10月以降の組合員期間の年月数です。
- 付与率**  
年金受給者の適当な生活の維持を図ることを目的とする年金制度の一環をなすものであることなどの事情を勘案して、地方公務員共済組合連合会の定款で定められます。上記の事情に適合しないことが明らかになったときには水準の見直しを行うこととしており、平成27年10月から引き続き1.5%に設定されています。
- 基準利率**  
付与額に対する利息を算定するための率で、国債の利回りを基準に地方公務員共済組合連合会の定款で定められます。この率は、毎年10月に改定され、平成27年10月から平成28年9月までは0.48%、平成28年10月から平成29年9月までは0.32%に設定されています。※この記載例は、現在検討中の部分があるため、実際にお送りする通知書と内容が若干変更になる場合があります。

### ●退職等年金給付制度のイメージ



上記記事に関するお問い合わせは **年金課** ☎028-615-7817